

○事務取扱指針等の改正について

平成 23 年 2 月 4 日
全国株懇連合会理事会決定

平成22年8月20日開催の全国株懇連合会理事会決定に係る全株懇指針等改定方針にもとづく整備ならびに株券電子化後の株式実務への適合を図るため、下記事務取扱指針等を別紙のとおり改正いたしましたので、会員各位のご参考に供します。

記

1. 議決権行使書の取扱指針

「指針」欄および「説明」欄の対照表様式に統一する、冒頭に制定の趣旨を追加する、説明欄に法定根拠などの解説を新設する、議決権行使書の管理について指針を補足する等の変更を行う。

2. 株主総会の議決権不統一行使に関する取扱指針

(旧名称 株主総会の議決権不統一行使に関する取扱い等について)

「指針」欄および「説明」欄の対照表様式に統一し、名称も変更する。

3. 取得請求権行使請求書モデル

(旧名称 取得請求権行使請求書)

4. 新株予約権行使請求書モデル (ストックオプション用)

(旧名称 新株予約権行使請求書 (ストックオプション用))

5. 新株予約権行使請求書 (兼) 転換請求書モデル

(旧名称 新株予約権行使請求書 (兼) 転換請求書)

上記3. ～5. の全株懇モデルについては、名称を「～モデル」とし、書式モデルの後に「補足説明」を設ける様式に統一すべく、補足説明を新設する。

6. 株主名簿を中心とした株主個人情報に関する個人情報保護法対応のガイドライン

会社法施行による引用条文等を変更するとともに株券電子化移行後の実務に適合するよう所要の変更を行う。

7. 非振替新株予約権に係る新株予約権原簿事務取扱指針

(旧名称 新株予約権原簿事務取扱指針)

株券電子化移行後の実務に適合するよう名称の変更および所要の変更を行う。

以上

議決権行使書の取扱指針

昭和 58 年 10 月 28 日 全株懇理事会決定
 改正 平成 13 年 10 月 19 日 全株懇理事会
 平成 18 年 4 月 14 日 全株懇理事会
 平成23年 2 月 4 日 全株懇理事会

指 針	説 明
<p>1. 趣旨 <u>本指針は、株主から書面投票として提出された議決権行使書の審査、集計等の指針を示すものである。</u></p> <p>2. 受付時における確認 <u>提出された議決権行使書について、次の事項を確認する。</u></p> <p>(1) 会社において作成したものであるかどうか。</p> <p>(2) 記載事項の訂正等の有無</p> <p>(3) 総会前日（定款規定または取締役会決議により、特定の時を定めた場合はその時）までに提出されたものであるかどうか。</p> <p>3. 2(2)の記載事項の訂正等についての審査</p> <p>(1) 株主の意見等余事記載があるものについても有効として取り扱う。</p> <p>(2) 議決権の数が訂正されているものについても有効とし、その場合の議決権の数は原則として会社が記載した議決権の数をもって取り扱う。</p> <p>(3) 汚き損により株主の意思（賛否）を判断し得ないものは無効として取り扱う。</p> <p>4. 賛否欄についての審査</p> <p>(1) 賛否欄いずれかに表示があるときは、その表示に従って取り扱う。</p> <p>(2) 賛否欄に意思表示のないものは、<u>定款規定または取締役会決議により定めた各議案についての賛成、反対または棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱</u>いに従って取り扱う。</p> <p>(3) 賛否欄双方に表示があるときは、当該議案については無効として取り扱う。</p> <p>(4) ○印以外の表示であっても、株主の意思が推定し得るときは、その推定に従い有効なものとして取り扱う。ただし、判別しがたいものについては無効として取り扱う。</p>	<p>○議決権行使書の提出期限は、原則として株主総会の日時の直前の営業時間の終了時であるが、<u>定款または取締役会で提出期限として特定の時を定めることができる（会社法施行規則69条、63条3号イ）。</u></p> <p>○無効については、これを棄権とする考えもある（以下「<u>無効として取り扱う</u>」とあるときは同じ）。</p> <p>○<u>定款規定または取締役会決議（取締役役に委任可）により、賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書が提出された場合に、賛成、反対または棄権のいずれかの意思表示があったものと取り扱う旨を定めることができる（会社法施行規則63条3号ニ）。</u></p>

<p>5. 取締役、監査役または会計監査人複数選任(解任)の議案についての審査</p> <p>(1) 賛否欄に表示がなく「 を除く」欄に全く記載のないものは、上記 4.(2)により定めた取扱いに従い全候補者について賛として取り扱う。</p> <p>(2) 賛成欄に表示があり「 を除く」欄に候補者番号の記載があるときは、当該候補者を除いて賛として取り扱う。</p> <p>(3) 賛否欄双方に表示があり「 を除く」欄に候補者番号の記載があるときは、無効として取り扱う。</p> <p>(4) 「 を除く」欄に候補者番号に代えて候補者氏名の記載があるときでも、当該候補者を特定し得るときは有効として取り扱う。</p>	
<p>6. 議決権行使書の集計</p> <p>(1) 複数候補者選任の議案を除き議案ごとに賛成、反対、<u>棄権および無効</u>の議決権数を集計する。</p> <p>(2) 複数候補者選任の議案については、候補者ごとに賛成、反対、<u>棄権および無効</u>の議決権数ならびに候補者全員を賛成とする議決権数を集計する。</p> <p>(3) 議決権の電子行使を採用し書面と電子による二重行使があったときは、議決権行使書と電子行使の優先順位に係る取締役会決議に従って、何れか一方を有効な議決権行使として集計する。</p>	<p>○<u>定款規定または取締役会決議により、株主が同一の議案につき書面投票または電子投票により重複して議決権行使した場合において、当該株主の議決権行使の取扱いに関する事項を定めることができる(会社法施行規則 63 条 4 号ロ)。</u></p>
<p>7. 再発行の取扱い</p> <p>(1) 未着、喪失の旨申出があったときは、再発行の旨表示して届出住所あて送付する。</p> <p>(2) 上記の結果、当初送付したものと再発行したものの双方が提出されたときは、作成日付の新しいものを有効として取り扱う。</p>	<p>○<u>定款規定または取締役会決議(取締役に委任可)により、株主が同一の議案につき書面投票により重複して議決権行使した場合において、当該株主の議決権行使の取扱いに関する事項を定めることができ(会社法施行規則63条3号へ)、これを定めたときはその定めに従う。</u></p>
<p>8. 管理</p> <p>議決権行使書は、総会終結の日から三ヶ月間本店に備え置き、株主の閲覧または謄写に供する。<u>株主の閲覧または謄写請求は、少数株主権等の行使にあたるので、個別株主通知がなされていることが要件になる(社債、株式等の振替に関する法律154条2項)。</u></p>	<p>○<u>議決権行使書のみならず、委任状、電子投票による電磁的記録についても備置きを要する(会社法310条6項、311条3項、312条4項)</u></p>
<p style="text-align: right;">以上</p>	

株主総会の議決権不統一行使に関する取扱指針

平成7年4月14日 全株懇理事会決定
 改正 平成13年10月19日 全株懇理事会
 平成19年2月2日 全株懇理事会
 平成23年2月4日 全株懇理事会

指 針	説 明
<p>1 趣旨</p> <p>機関投資家等による議決権の不統一行使の増加に鑑み、不統一行使に関する事前通知書および議決権行使書・委任状（上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令に基づく委任状）に添付する書類の様式ならびにその標準的な取扱いを定める。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 議決権の不統一行使に関する事前通知書の様式およびその取扱い</p> <p>会社法第313条第1項および第2項に基づき、議決権の不統一行使を行う場合は、総会会日の3日前までに会社に対し、その旨および理由を通知することとされている。</p> <p>不統一行使を行う旨およびその理由を記載する事前通知書の様式は、[様式1]のとおりとする。</p> <p>通知者は、原則として株主であるが、外国居住株主の場合は、通常、常任代理人に議決権の行使を委任しているので、常任代理人を通知者とする。</p> <p>あて先は会社宛とし、様式の大きさはA4とする。</p> <p>また、本通知書は、その都度、通知者を確認するため押印のうえ提出する。なお、押印に使用する印鑑は通知者の任意の印鑑でかまわないものとする。</p> <p>(2) 議決権行使書等に添付する書類の様式およびその取扱い</p> <p>ア 会社作成の議決権行使書等により</p>	<p>○会社法では不統一行使の事前通知の様式について書面に限定しないこととなり、電子メール等の電磁的方法による事前通知も可能となったものである。発行会社においては株主総会招集時の取締役会決議または定款にて、事前通知を書面に限る旨の定めをすることが可能であるが、実際にそのような対応をした事例は極めて少数であり、実務において常任代理人等は従来どおり書面での取扱いを継続していることから、引続き書面が主体となるものとして、会社法における書面の様式を定める。また、議決権行使電子化プラットフォームに係る不統一行使の事前通知に関しては、発行会社、常任代理人および運営会社のICJにおいてその事前通知方法に関して取決めがなされていることから、ここでは考慮しないものとする。</p> <p>○会社作成の議決権行使書等に、直接ゴム印等でその旨を表示して行使するケースも散見されるが、議決権行使書等に他の権利行使を追加記載されるのは好ましくないことから、事前通知書の様式を制定した。</p> <p>○議決権の不統一行使を行う場合には、議決</p>

議決権の不統一行使を行う場合に、議決権行使書等に添付する書類の様式は、[様式2]のとおりとする。

この場合、議決権行使書等には「別添書類に記載のとおり不統一行使を行う」と記載したうえで、「議決権不統一行使の内容」を添付することとする。

様式の大きさはA4とする。

イ 本書類の「議決権不統一行使の内容」は、あくまで不統一行使議決権数の内訳を表示するものであり、割印により議決権行使書等と一体であることを明確にすることとする。なお、割印に使用する印鑑は議決権行使書等との一体性をあきらかにするためだけのものなので、提出者の任意の印鑑でかまわないものとする。

ウ 議決権行使書様式モデルでは棄権欄を設けていないが、不統一行使の場合は名義上の株主が実質上の株主から棄権 (abstain) の指図を受ける場合があり、その場合に備えて、本書類には棄権欄を設ける。

この棄権欄に記載された場合は、議案に対して賛または否以外の棄権の意思表示を選択したものとして、出席議決権数に算入する取扱いとする。したがって、実質的には議案に反対の結果となる。

エ 議決権行使書等に記載された「行使できる議決権の数」と「議決権不統一行使の内容」の賛・否・棄権の合計議決権数との差がある場合は、その部分は不行使議決権数として取り扱い、出席議決権数には算入しない。

議案ごとにその議決権数が異なる場合も同様とする。

オ 委任状の場合は、取締役、監査役の選任議案における候補者別表は使用しない。

以上

権行使書等の限られたスペースの中で議案ごとの賛否の議決権数を記載するのはかなり難しいので、議決権行使書に添付する様式を制定した。

様式1

(議決権の不統一行使事前通知書様式)

様式2

(議決権行使書・委任状に添付する書類様式)

取得請求権行使請求書

年 月 日

発行会社名 御中

株主名簿管理人名 御中

下記の取得請求権付株式の取得請求権の行使を請求します。なお、本請求により交付される振替株式については、下記の指定口座に新規記録又は口座振替の方法により交付してください。

捨印	銘 柄 名	
	株 数	株

(行使請求人)

郵便番号	-	(電話番号	-	-)
住 所					
氏 名	(お届出印をご押印ください)				
(代理人)					
振替株式の交付先の口座 (加入者口座コード)					

(機構加入者記入欄)

機 構 加 入 者 名	
機 構 加 入 者 コ ー ド	
銘 柄 コ ー ド	
取得請求権行使請求取次ぎ日	
加 入 者 口 座 コ ー ド	

(株主名簿管理人記入欄)

交 付 株 式 数	株	取 得 価 格	円
新 株 式 発 行 株 式 数	株	端 数 償 還 金	円
自 己 株 式 移 転 株 式 数	株		

取得請求権行使請求受付日付

(注) ゆうちょ銀行(貯金口座)のご指定はできません。

端数償還金支払方法指定欄(1か2のいずれかをご選択下さい。ご指定がない場合はゆうちょ銀行現金払いと致します。)
 なお、支払方法をご指定いただいたにもかかわらず、金額が少額の場合、郵便切手等でお支払いすることもございますので、ご了承下さい。
 また、2を選択された場合、貯金事務センターから「振替払出証書」が送付されるまで多少日数を要します。

端 数 償 還 金 支 払 方 法 指 定 欄	1. 銀行預金口座振込	銀行				店
		金融機関番号	店 番 号	種 目	口 座 番 号	
		口 座 名 義 人	フリ ガ ナ	普通 当 座 貯 蓄 其 他	1 2 4 9	
	2. ゆうちょ銀行現金払い					

注：裏面のご注意をご参照のうえ、太わくの中をご記入、ご捺印ください。

(ご注意)

1. 銘柄ごとにそれぞれ別の請求書をご使用ください。
2. ご印鑑は会社へお届けの印をご押印ください。
3. 取得請求権の行使により生じる単元未満株式について、買取請求を希望する場合には、取得請求権の行使により交付される振替株式が、口座管理機関の口座に記録された後、口座管理機関に対して買取請求の取次ぎ請求をしてください。また、取得請求権の行使により生じる1株未満の端数については、端数償還金として交付、または、切り捨てによる対応となります。
4. 氏名・住所及び振替株式の交付先の口座を株主名簿管理人に正確に通知する観点から、取得請求権の行使請求については、口座開設先の口座管理機関に取次ぎを依頼してください。
5. 氏名・住所の記入欄には、機構が定める統一文字集合及び統一文字コードに基づいて記入してください。
6. 取得請求権の行使に伴う振替株式の交付先の口座は、特別口座を指定することはできません。
7. 取得請求権の行使は、取得請求権の行使請求に要する書類等が株主名簿管理人に到着したときに生じます。
8. 取得請求権の行使に伴う振替株式の振替口座簿への記録は、口座管理機関が取り次いだ取得請求権の行使に要する書類等が株主名簿管理人に到着した日から4営業日目に行われます(口座管理機関が取り次いだ日から6営業日目頃となります。)
9. 取得請求権の行使の時期によっては、株主確定日までに振替口座簿への記録が間に合わず、総株主通知の対象にはなりません。そのため、権利付最終日の前営業日から株主確定日までの期間は口座管理機関が取得請求権の行使の請求を取次ぐことはできません。また権利付最終日の翌営業日から株主確定日までの期間は、株主名簿管理人に取得請求権の行使が行なわれても受け付けることができません。
10. 取得請求権の行使請求後は取消しできません。

以上

【補足説明】

1. 本モデルは、取得請求権付株式(非振替)の取得請求権行使により振替株式を発行する場合の取得請求権行使請求書のモデルである。
2. 取得請求権の行使に際しては、加入者口座コードを発行会社(株主名簿管理人)に正確に通知する必要があること等から、取得請求権者は対価となる振替株式の記録を受けるべき口座をあらかじめ口座管理機関に開設しておき、当該口座管理機関に対して取得請求の取次請求を行う。口座管理機関は、株主名簿管理人に対し取得請求の取次を行う。

以上

新株予約権行使請求書（ストックオプション用）

発行会社名 御中

株主名簿管理人名 御中

私は、下記のストックオプションにつき貴社との間に締結した付与契約にもとづき新株予約権を行使します。なお、本請求により交付される振替株式については、下記の指定口座に新規記録又は口座振替の方法により交付してください。

新株予約権を行使する日	平成 年 月 日		
新株予約権の内容	第 回新株予約権（新株予約権の内容は裏面または別添のとおり）		
行使する新株予約権の数	個		
行使請求株式数	普通株式		株
1株当りの権利行使価額	円	合計払込金額	円

捨印

行使請求人（租税特別措置法第29条の2第2項に定める書面の提出者）

郵便番号 - (電話番号 - -)
 住 所 _____
 氏 名 _____ (印)
 振替株式の交付先の口座
 (加入者口座コード) _____

■私は、行使する新株予約権に係る付与決議の日において租税特別措置法第29条の2第2項第1号に定める貴社の大口株主及び大口株主の特別関係者に該当しないことを誓約します。

■行使をする特定新株予約権等の状況

付与決議の年月日		
付与契約において定められている株式の種類及び数		
行使日の属する年における特定新株予約権の行使状況		
行使年月日	行使株式数	権利行使価額

■行使日の属する年における他の特定新株予約権等の行使（「なし」、「あり」のいずれかに✓）

なし あり（行使状況は以下のとおり）

付与会社の名称	付与会社の本店所在地	行使年月日	権利行使価額

■行使請求人が租税特別措置法第29条の2第1項に定める権利承継相続人である場合の被相続人に関する事項

被相続人の氏名 死亡の時にける住所 死亡年月日

裏面のご注意をご参照のうえ、太わくの中をご記入、ご捺印ください。

【社印欄】

発行会社確認印

取扱銀行確認印

新株予約権行使請求受付日付 _____
 発行株式数 _____
 自己株式移転株式数 _____

(ご注意)

1. 発行回数ごとにそれぞれ別の請求書をご使用ください。
2. 新株予約権の行使にあたっては、権利行使に係る合計払込金額を「新株予約権付与契約に関する細則」に規定する取扱銀行の振込口座にお振込みのうえ、銀行確認印の押印を受けて（又は振込票等を添付して）ください。
3. 氏名・住所の記入欄には、機構が定める統一文字集合及び統一文字コードに基づいて記入してください。
4. 新株予約権の行使に伴う振替株式の交付先の口座は、特別口座を指定することはできません。
5. 新株予約権行使の効力は、払込金が払込取扱銀行に振込まれ、本請求書が会社に到着したことを確認したときに生じます。
6. 新株予約権の行使により交付される振替株式は、原則として新株予約権行使の効力が生じた日の翌営業日から起算して4営業日目に振替口座簿に記録されます。
7. 新株予約権の行使時期によっては、株主確定日までに振替口座簿への記録が間に合わず、総株主通知の対象にならないことから、不利益が生じる可能性があります。そのため株主確定日間際の新株予約権の行使は避けてください。(注)
8. 新株予約権行使請求後は取消しできません。

(注) 割当契約等において、基準日直前の権利行使が制限されている場合はその旨を記載する。

以上

【補足説明】

1. 本モデルは、ストックオプション（非振替新株予約権）の行使により振替株式を発行する場合の新株予約権行使請求書のモデルである。
2. 新株予約権者は、払込場所において新株予約権行使に係る払込みを行った後、発行会社に対し新株予約権行使請求書を提出して新株予約権の行使を行う。口座管理機関による取次は原則として行われな
い。
3. 本モデルの表面中段以下に記載のある、「大株主等に該当しないことの誓約文言」、「行使をする特定新株予約権等の状況欄」、「行使日の属する年における他の特定新株予約権の行使欄」、「行使請求人が相続人である場合の被相続人に関する事項欄」は、租税特別措置法 29 条の 2 の規定の適用を受ける税制適格ストックオプションを行使する場合に誓約し記載を要する事項なので、同条の適用を受けないストックオプションを行使する場合はこれらの記載は不要である。
税制適格ストックオプションの行使を受けた場合は、これらの誓約・記載した書面について会社は提出日の翌年から 5 年間保存しなければならない（租税特別措置法 29 条の 2 第 3 項、租税特別措置法施行規則 11 条の 3 第 3 項）。
4. 割当契約等において、基準日直前の権利行使が制限されている場合はその旨を裏面の注意書に記載する。

以上

新株予約権行使請求書(兼)転換請求書

年 月 日

発行会社名 御中

株主名簿管理人名 御中

下記の転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使又は転換社債 現物債（社債券を添付） 登録債 の転換を請求します。登録債については、下記約款を承諾のうえ請求します。

なお、本請求により交付される振替株式は、下記の指定口座に新規記録又は口座振替の方法により交付してください。
 (約款) 1. 登録機関にて本請求書の照合が行われた後は、本請求書記載の登録債を登録請求の対象とすることはできません。

2. 新株予約権行使請求又は転換請求取次場所は、記載内容の真正性の確認はいたしません。



社債名	第 回 号	物上担保付 無担保	転換社債型新株予約権付社債 転換社債
額面金額	万円		
券種	万円券	枚数	枚

登録番号	欠利札明細	券種(万円券)	記番号	支払期数

(行使請求人)

郵便番号 - (電話番号 - -)
 住所 _____
 氏 名 _____ (印) (いずれかに○印) ↓
 (代理人) _____ (印) 新規株主 既存株主
 振替株式の交付先の口座 (加入者口座コード) _____

登録機関照合印

(機構加入者記入欄)

機構加入者名	
機構加入者コード	
銘柄コード	
新株予約権行使請求・転換請求取次ぎ日	
加入者口座コード	

(株主名簿管理人記入欄)

交付株式数	株	行使・転換価格	円
新株式発行株式数	株	端数償還金	円
自己株式移転株式数	株	補正額	円
		交付額	円

新株予約権行使請求・転換請求受付日付

(注) ゆうちょ銀行(貯金口座)のご指定はできません。

端数償還金支払方法指定欄 (1か2のいずれかをご選択下さい。ご指定がない場合はゆうちょ銀行現金払いと致します。)
 なお、支払方法をご指定いただいたにもかかわらず、金額が少額の場合、郵便切手等でお支払いすることもございますので、ご了承下さい。
 また、2を選択された場合、貯金事務センターから「振替払出証書」が送付されるまで多少日数を要します。

端数償還金支払方法指定欄	1. 銀行預金口座振込	銀行 店										
		金融機関番号	店番号	種目	口座番号							
				普通 当座 貯蓄 その他	1 2 4 9							
		口座 名義 人	フリ ガナ									
	2. ゆうちょ銀行現金払い											

注：裏面のご注意をご参照のうえ、太わくの中をご記入、ご捺印ください。

(ご注意)

1. 現物債・登録債別、かつ発行回数ごとにそれぞれ別の請求書をご使用ください（登録債の場合は、登録機関へのお届出印をご捺印ください）。
2. 新株予約権の行使又は転換により生じる単元未満株式について、買取請求を希望する場合には、新株予約権の行使又は転換により交付される振替株式が、口座管理機関の口座に記録された後、口座管理機関に対して買取請求の取次ぎ請求をしてください。また、新株予約権の行使又は転換により生じる1株未満の端数については、端数償還金として交付、または、切り捨てによる対応となります。
3. 氏名・住所及び振替株式の交付先の口座を株主名簿管理人に正確に通知する観点から、新株予約権の行使請求又は転換の請求については、口座開設先の口座管理機関に取次ぎを依頼してください。
4. 氏名・住所の記入欄には、機構が定める統一文字集合及び統一文字コードに基づいて記入してください。
5. 新株予約権の行使又は転換の請求に伴う振替株式の交付先の口座は、特別口座を指定することはできません。
6. 新株予約権行使請求又は転換請求のためにご提出になる社債券で利払期日が到来していない利札が欠缺しているときは、その利札相当額をご提出ください。
7. 登録機関が元利金領収書を発送した後に登録債の新株予約権行使請求又は転換請求をされるときは、その領収書を必ず添付してください。
8. 新株予約権の行使又は転換の効力は、社債券及び新株予約権の行使請求又は転換請求に要する書類等が株主名簿管理人に到着したときに生じます。
9. 新株予約権の行使又は転換の請求に伴う振替株式の振替口座簿への記録は、口座管理機関が取り次いだ社債券及び新株予約権の行使請求又は転換請求に要する書類等が株主名簿管理人に到着した日から4営業日目に行われます（口座管理機関が取り次いだ日から6営業日目頃となります）。
10. 新株予約権の行使又は転換の請求の時期によっては、株主確定日までに振替口座簿への記録が間に合わず、総株主通知の対象になりません。そのため、権利付最終日の前営業日から株主確定日までの期間は口座管理機関が新株予約権の行使又は転換の請求を取次ぐことはできません。また権利付最終日の翌営業日から株主確定日までの期間は、株主名簿管理人に新株予約権の行使又は転換の請求が行なわれても受け付けることができません。
11. 新株予約権行使請求又は転換請求後は取消しできません。
12. 平成14年4月1日以後、平成18年5月1日前に発行決議された転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の行使については平成14年施行の改正商法により端数償還金は支払われません。
13. 転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権を付した社債であって、新株予約権の分離譲渡ができず、新株予約権を行使するときは、当該新株予約権付社債に係る社債を出資の目的とするものを指します。

以上

【補足説明】

1. 本モデルは、非振替の新株予約権付社債の新株予約権行使により振替株式を発行する場合の新株予約権行使請求書のモデルである。
2. 新株予約権の行使に際しては、加入者口座コードを発行会社（株主名簿管理人）に正確に通知する必要があること等から、新株予約権者は対価となる振替株式の記録を受けるべき口座をあらかじめ口座管理機関に開設しておき、当該口座管理機関に対して新株予約権行使請求の取次ぎ請求を行う。口座管理機関は、株主名簿管理人に対し新株予約権行使の取次ぎを行う。

以上

株主名簿を中心とした株主等個人情報に関する個人情報保護法対応のガイドライン

1. ガイドライン制定の意義

平成17年4月からの「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」（以下本文では「個人情報保護法」といい、カッコ内では条数のみで表示する。）の民間事業者への適用開始に対応して、各業界は監督官庁の指導の下、主として顧客情報を対象とした個人情報保護法対応のガイドラインの作成が行われた。

一方、株式会社と顧客との関係とは異なり、社団（株式会社）とその構成員である社員（株主）との関係（権利義務）は会社法および関連法令により定められており、作成が義務付けられている株主名簿は、その記載事項が会社法121条によって規定され、記載すべき事項の不記載や虚偽記載には過料の制裁が規定されている（会社法976条7号）。

このように株主名簿は会社法に基づき作成され、株式会社の業種にかかわらず共通の特性を持つこと、また、株主からの閲覧請求権が法定されている点、株主情報の削除権限や利用停止権限が発行会社に認められていない点等、会社法の規定・解釈が優先され、個人情報保護法が予定している個人情報（保有個人データ）とは異なる取扱いとなることから、各業界ごとのガイドライン等になじまないため、当会として株主名簿を中心とする株主情報等についてのガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を作成し、発行会社の個人情報保護法上の位置付けや株主名簿の利用目的等の考え方を示すとともに、上場会社においては、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）および関連法令等に基づき株主名簿が作成され、個人情報の取得や訂正等について特別の手続きがとられることについての考え方を示すものである。

したがって、会員各社においては、各業界のガイドラインに従い、既に個人情報保護のための社内規則等を制定していることと思われるが、その場合自社における個人情報保護社内規則が顧客情報中心となっているときは、株主名簿等の株主関係情報の取扱いについては、本ガイドラインを優先することが望ましく、このため、自社の個人情報保護社内規則に本ガイドラインの趣旨を織り込むか、株式担当部署において別途、株主名簿に係わる個人情報社内規則を制定するという対応が考えられる。

各社の判断により、株主の個人情報について本ガイドラインよりも厳重な取扱いをすることは差し支えないが、その結果、株式事務が煩雑になり株主の利便性を損なうことのほか、発行会社と株主のコミュニケーションを阻害することのないように留意すべきである。

2. 個人情報保護法における株主名簿等の考え方

(1) 発行会社は、「個人情報取扱事業者」と考える。

株主名簿は個人情報のデータベースであり、株式会社は株主の出資である資本金を利用して事業を行っていることから、「個人情報データベース等」を事業の用に

供していることになり、発行会社は「個人情報取扱事業者」と考えられる（2条3項本文）。

なお、株主だけでなく従業員や取引先等を含めても個人情報の数が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000件を超えない会社については、個人情報取扱事業者該当しないとされる（2条3項5号、施行令2条）が、上場会社である以上は、株主の個人情報の取扱いについて責任が軽いと考えるべきではなく、本ガイドラインに基づくことが推奨される。

(2) 株主名簿に記録された株主の個人情報は、「保有個人データ」と考える。

株主名簿に記録された株主の個人情報については、発行会社といえどもその削除および利用停止の権限がないことから、個人情報保護法の定義上、「保有個人データ」(2条5項)ではなく「個人データ」とも考えられるが(2条4項)、個人情報保護法の趣旨に鑑みると、株主名簿の個人情報を「個人データ」とすることは、株主の個人情報保護の観点からふさわしくないとと思われることから、本ガイドラインでは「保有個人データ」と取扱う。

このように、保有個人データと考えた場合、個人情報保護法の24条（本人からの要求に際して、利用目的等の公表）、25条（保有個人データの開示）、26条（保有個人データの内容の訂正等）、27条（保有個人データの利用停止または消去および第三者提供の禁止）といった規定が適用されることになるので、これらの個人情報保護法上の義務と株主名簿の管理の関係については以下のように考える。

①本人に対する利用目的等の公表または通知

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、個人情報取扱事業者の名称、保有個人データの利用目的、開示・訂正等を求める手続（手数料の額を含む）について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）に置かなければならないとされている（24条）。

本規定は「取得の状況から見て利用目的が明らか」である場合でも、適用除外になっていないことから、後記3(2)記載のように、株主から請求があった場合に遅滞なく回答できるようにしておくことになる。

②保有個人データの開示

個人情報保護法は、本人の要求があった場合の保有個人データの開示義務を定めるが、他の法令の規定により開示することとされている場合は適用除外としている（25条3項）。

株主から自己の株主情報の確認を求められても、会社法に基づき株式異動証明書等で開示していることから、「他の法令の規定により開示することとされている場合」といえ、株主名簿に関しては適用除外になると考えられる。また、株主名簿管

理人が開示等の対応を行う場合でも、「委託契約に基づく代理履行」であり、委託会社は開示義務を履行していると考えられる。

③保有個人データの内容の訂正、追加または削除

上場会社の株主名簿においては、振替法151条の総株主通知または株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の通知によらずに、株主名簿のデータを更新することはできない（振替法152条および全株懇株式取扱規程モデル第3条）。したがって、株主名簿に関する個人データの訂正、追加については、振替法に基づき、住所等の変更としていずれも株主からの届出により、機構からの通知によってのみ行われる。また、株主の個人情報データの削除は、株主の異動として総株主通知によって行われる。このため、個人情報保護法26条に基づく個人データの訂正、追加または削除は、機構における加入者情報データの変更として、届出がなされた証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）から株主である加入者宛に通知がなされている（削除については、当該銘柄の全部売却となる）ので、発行会社においてはこの通知義務が除外される（同条1項の「他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き」に該当する）ものとする。

④保有個人データの利用停止または消去および第三者提供の禁止

保有個人データが本人の同意を得ないで取得された場合または不正の手段で取得された場合、本人は利用の停止または消去を要求できる（27条1項）が、株主名簿の個人情報はそもそも、原則として振替法の規定による総株主通知等により取得されるので、この規定が適用される余地はないと考えられる。また、保有個人データが個人情報保護法23条1項の規定に違反して第三者に提供されている場合は、本人は第三者への提供停止を要求できる（27条2項）が、利用目的の達成に必要な範囲内の委託に伴う提供は、第三者提供から除外されるため、株主情報を株主名簿管理人等に提供することなどは、本規定の提供停止要求の対象とならない。

(3) 発行会社と株主名簿管理人の関係は、「委託」と考える。

発行会社と株主名簿管理人の関係は、個人情報保護法上は「委託」と考えられる。したがって、発行会社は株主名簿管理人に対し、委託者として監督する義務がある（22条）。このため、安全管理措置（20条）の内容を含んだ契約の締結のみならず、監督責任を果たしているといえる何らかの措置（後記6参照）が必要となる。

3. 株主名簿の利用目的

株主名簿の利用目的は次のとおりと考える。

- ① 会社法に基づく権利の行使・義務の履行のため
- ② 株主としての地位に対し、発行会社から各種便宜を供与するため
- ③ 株主と会社の関係の中でも、社団の構成員と社団という観点から双方の関係を円滑にするための各種の方策を実施するため
- ④ 各種法令に基づく所定の基準による株主のデータを作成する等、株主管理のため

(1) 利用目的の特定

原則として個人情報を取得した場合には、利用目的の本人への通知または公表を行わなければならない(18条1項)。さらに、利用目的等について、本人の求めに応じて遅滞なく回答する等により、本人の知りうる状態に置かなければならない(24条1項)。一般に、著しく広く利用目的を特定すると、株主からの苦情等が想定されるので、留意が必要である。株主名簿の利用目的としては、抽象的には、株式会社と株主の関係に基づく行為をなすためということができ、具体的には上記のような利用目的と整理した。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うことができないことが原則であるが(16条1項、2項)、法令に基づく場合その他例外とされる場合は適用されない(16条3項各号)。

(2) 株主等への利用目的の開示

原則として個人情報を取得した場合には、利用目的の本人への通知または公表を行わなければならないが(18条1項)、取得の状況からみて利用目的が明らかである場合には、この規定が適用されない(18条4項4号)。

株主の個人情報の取得は、証券会社等の顧客が株主名簿に記録されることを前提に証券会社等に提供した個人情報(加入者情報)に基づく総株主通知によりなされることから、法令に基づく利用もちろん、上記のような利用目的については、「取得の状況からみて利用目的が明らか」であると考えられる。したがって、取得に際して速やかに本人へ通知を行ったり公表したりする必要はない。

一方、株主から利用目的の通知を求められたときは(24条2項)、個人情報保護法18条4項4号が適用除外の対象ではないので、「取得の状況から見て利用目的が明らか」である場合でも、「本人の知りうる状態」に置く必要がある(24条1項、2項1号)。具体的には、利用目的を特定した社内規定等または本ガイドラインを備え置き、株主から請求があった場合に遅滞なく回答または閲覧に供することができるようにしておくことになる。

4. 株主名簿等の閲覧請求への対応

(1) 株主名簿

①株主名簿の閲覧・謄写請求への対応指針

個人情報保護法では、原則として本人が同意した場合を除き、本人以外の者に個人データを提供してはならないとされているが、例外的に「法令に基づく場合」の第三者提供は認められており（23条1項）、株主名簿の閲覧・謄写（会社法125条2項）はこれに該当する。

よって、株主から会社法上の権利行使として適法な株主名簿の閲覧・謄写請求があった場合には、開示される株主本人の同意がなくとも、発行会社はこれに応じることとなる。

なお、株主名簿の法定記載事項以外の個人情報である、招集通知を電磁的方法で送付する宛先の電子メールアドレスや電話番号等を保有している場合でも、株主からの閲覧・謄写請求による開示対象はあくまで株主名簿の法定記載事項のみであり、これ以外の情報を開示する必要はない。

一方、発行会社は、株主名簿の閲覧・謄写請求に対して、i) 株主または債権者（以下「請求者」という）がその権利の確保または行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき、ii) 請求者が発行会社の業務の遂行を妨げまたは株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき、iii) 請求者が発行会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営みまたはこれに従事するものであるとき、iv) 請求者が株主名簿の閲覧または謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき、v) 請求者が、過去2年以内において、株主名簿の閲覧または謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるときを除き、当該請求を拒否することができないとされている（会社法125条3項）。すなわち、発行会社は、請求者が上記に掲げるような場合に該当することを挙証できる場合は、当該請求を拒否することができる（ただし、上記iii）（本項3号）の場合については拒否事由とすることについて、裁判例及び学説上異論もある。）。

したがって、個人情報保護の観点からは、株主名簿閲覧・謄写の請求があった場合に、発行会社が法定拒否事由の存在について調査もせず、漫然と請求に応じると、個人情報を閲覧された株主から善管注意義務を問われかねないという問題点が指摘されている。

②請求者以外の者からの閲覧・謄写請求への対応

ア 官公庁（税務署、警察等）からの照会

税務署からの税務調査や警察からの捜査事項照会等、法令（所得税法234条、相続税法60条等）に基づいて株主名簿記載の情報について照会があった場合には、これに応じることとする（23条1項1号または4号に該当する）。

イ 弁護士会からの照会（弁護士法23条の2に基づく照会）

訴訟や相続手続のために、弁護士会を通じて弁護士から株主名簿の記載内容について照会がなされることがあるが、弁護士法に基づく弁護士会の照会については、一般的に応じる義務があるとされていることから（平成12年5月25日広島高裁岡山支部判決）、これは個人情報保護法上の「法令に基づく場合」と考えられる。したがって、原則としてこれに応じることとする。

ウ 失念株主からの特別口座名義人の照会

失念株主が、振替法133条2項の失念救済の共同申請を行うため、発行会社に特別口座の名義人の氏名・住所等を照会してきた場合には、売買証明書等により、当該失念株主が振替株式となる前において当該株式を取得していたことが確認できれば、これに応じるものとする（全株懇「特別口座における名義書換失念救済指針」参照）。確認できない場合は拒否するものとする。

(2) 議決権行使書・委任状

議決権行使書及び議決権行使に係る委任状についても、株主の閲覧・謄写請求権が認められている（会社法310条7項、311条4項）。

これらの書面又は電磁的記録にも株主の氏名・住所等の個人情報が記載・記録されているが、株主名簿と同様に会社法の規定を根拠として発行会社は従来どおり株主からの閲覧・謄写請求に応じることとなる。

なお、株主名簿と異なる点として、議決権行使書・委任状は株主総会終結の日から3ヶ月間に限り本店に備え置き、株主からの閲覧・謄写に応じることと定められており、また、これらは必ずしも株主個人が検索できるよう備置されているものではないため、個人情報保護法上の内容の開示対象となる保有個人データ（特定の個人情報を検索できるものとして体系的に構成され、会社が6ヶ月以上の期間にわたり保有するもの）には該当しないと解される。

(3) 株券喪失登録簿

上場会社は株券廃止会社であるので、株券喪失登録簿は原則的に作成されていない。ただし、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした日の翌日から起算して1年を経過していない場合は、株券喪失登録簿に関し、一部の規定を除き株券発行会社と取り扱われるので（会社法221条柱書き）、株券喪失登録簿の作成、備置および閲覧謄写対応の義務を負うことになる。このため、新規上場会社（非上場会社を吸収合併した場合等を含む。）においては、上場後も株券喪失登録簿が一定期間存在する場合がある。

株券喪失登録簿は、誰でも利害関係ある部分に限り閲覧・謄写請求を行うことができる（会社法231条2項）。閲覧・謄写の範囲は当該請求者が利害関係を有している部分に限定されているが、これは個人情報の保護に対する配慮が会社法上も

なされていることによるものであり、発行会社は、法令上の義務により閲覧・謄写請求に応じることとなる（23条1項1号）。

5. 発行会社における株主情報の管理

個人株主の情報は、氏名のみならず、住所、所有株式数等の情報が含まれているので、取扱いに慎重を期す必要がある。多くの発行会社において、株主名簿そのものは株主名簿管理人が管理しているので、直接発行会社が管理する必要はない。しかし、発行会社は、次項「株主名簿管理人に対する監督責任」に留意するとともに、株主名簿から派生して作成された個人情報を含む株主情報を適正に管理する必要がある。個人情報を含む株主情報の管理につき、発行会社としては以下の点に留意すべきである。

- ・ 不必要な個人株主情報を株主名簿管理人等から受領しない（真に必要な情報のみを受領する。）。やむを得ず個人株主情報を受領した場合は、用済後速やかに廃棄する。
- ・ 業務上の必要から管理している個人株主情報は、必ず施錠管理するものとし、放置しないこと。
- ・ 個人株主情報は、業務上必要な関係者にのみ最低限の部数を配布するものとし、必要以上に複製、加工等を行わないこと。可能であれば、個人株主情報は消去して配布することが望ましい。
- ・ 個人株主情報は、少なくとも社外秘として扱い、その旨を明記すること。
- ・ 個人株主情報を電子データとして保存する場合は、社外から不正アクセスできないファイヤーウォール内で保存すること。また、コンピュータウイルス対策を講じること。サーバの場合は、パスワード管理とアクセス記録の保存を行うこと。
- ・ 個人株主情報の入った媒体を原則として社外に持ち出さないこと。やむを得ず個人株主情報の入ったPC等を社外に持ち出す場合は、個人株主情報を暗号化しておくこと。また、社内にあっても当該PCに盗難防止措置を講じておくこと。
- ・ 廃棄する際、紙媒体についてはシュレッダーにかけるか、焼却、溶解などの方法をとる。一般ゴミとは一緒に処理しないこと。また、PC、サーバについては、データは通常の方法で消去されていても再現可能であるので、PC、サーバを破棄する場合には、消去用ソフトウェアを使用するか物理的に破砕すること。CD-ROM等は物理的に破砕すること。
- ・ 株主名簿管理人との個人情報の授受は、書留郵便又はこれに準じた方法で行うこと。電子メールを使用する際には暗号化して送信する。
- ・ 株主名簿管理人の管理している個人株主情報に関するデータベースにアクセスする際には、SSL等でデータ通信が暗号化されていることを確認すること。また、パスワードは定期的に更新するとともに、他のユーザーと共有しないこと。

- ・本人からの情報確認があった場合には、必ず本人確認を実施すること。回答は、原則として登録住所宛に行うこと。
- ・定期的に担当者の教育を実施すること。
- ・株主名簿管理人においても同様のレベルの個人株主情報管理が行われていることを確認すること。

6. 株主名簿管理人に対する監督責任

(1) 株主名簿管理の株主名簿管理人への委託

株主名簿管理人を設置している場合、発行会社（個人情報取扱事業者）は、その取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、株主名簿管理人に対し、委託者として必要かつ適切な監督を行わなければならない（22条）。

安全管理が図られるような必要かつ適切な監督とは、概ね次の措置が考えられる。

- ①委託先における個人情報保護のための安全管理措置等がなされているかどうかの確認
- ②委託先が安全管理措置等を適切に遵守しているかどうかの確認(定期的な把握)、監督
- ③委託先による再委託先の選定および監督状況の監督
- ④委託先との契約において個人情報保護のため必要な条項を規定

(2) 株主名簿管理人への監督

委託者である個人情報取扱事業者は、安全管理措置等が適切に遵守されるよう委託先に対して確認・監督する必要があるため、発行会社としては、定期的に個人情報の取扱状況の報告を受けるとともに、年1回程度安全管理措置の遵守状況について報告を受け、疑義があれば照会するといった対応が考えられる。万が一個人情報の漏洩がなされたとき、安全管理措置に問題があると認められるとき、安全管理措置が遵守されていないと認められるとき、もしくはこれらが疑われるときは、株主名簿管理人に対し、改善措置の要求または立ち入り検査を行うことも必要になる。

この他、株主名簿管理人がその業務の一部を子会社等他社に再委託している場合は、再委託を行っている事務と再委託先の概要について報告を受領し、株主名簿管理人による再委託先の監督状況も把握する必要がある。

(3) 株主名簿管理人との個人情報保護のための契約

株主名簿管理人に対する監督を担保するため、株主名簿管理人との契約において一定の条項を規定しておく必要がある。

実際の契約条項の作成にあたっては、変更が考えられる事項や詳細にわたる事項は別途書面で提示させることとし、こうした措置を行うべきことのみ規定すること

でも構わない。

- a. 株主名簿管理人における個人情報の取扱い、セキュリティ対策その他安全管理措置に関する事項
- b. 上記 a の安全管理措置等の遵守に関する委託者への報告義務
- c. 委託を受けた者の秘密の保持に関する事項
- d. 委託された個人情報の再委託に関する事項
- e. 契約終了時の個人情報の返却等に関する事項

a については、「株主の個人情報について、株主名簿管理人はあらかじめ情報管理責任者、目的外利用の禁止、漏洩防止対策、従業員への教育等を規定した内部規定およびセキュリティ対策等の安全管理措置を定めて委託会社に提示し、これに従い取扱う」旨規定することとなる。

b については、安全管理措置等について定期的に報告を行うべきことおよびその頻度等を規定する。

c については、各社とも既に契約に規定されていることと思われるので確認しておく。

d については、委託先から更に再委託がなされた場合においても、最初の委託を行った会社は、委託先による再委託先の選定および監督について委託先を監督することが必要になる。再委託を行うに当たっては委託元の同意を原則とするが、株主名簿管理人の業務の性格上、個別の同意は現実的でない。そこで、「委託会社は株主名簿管理人があらかじめ示した業務の再委託に関する方針および再委託先に同意することとし、その後の変更は株主名簿管理人が責任をもって再委託先の選定および必要かつ適切な監督を行いその概要を報告する」旨を規定することが考えられる。

e については、株主名簿管理人への事務委託が、ある程度継続委託を前提としているので解約時に覚書を交わす取扱いで差し支えないと思われる。

その他、各種届出書類や使用済個人データの保存・廃棄期間について別途取り決めしておく必要がある（現状、そうした取り決めがあれば、確認しておく。）。

7. 株主名簿の利用方法 Q & A

Q 1 株主優待制度として株主に自社の製品・サービスを提供することはどうか

A 1 株主優待は、発行会社が権利確定した株主に対し、自社の知名度向上や個人株主の安定化などを目的として、剰余金の配当の他に自社製品や優待券、回数券などを株主の地位に基づき無料で配布するものであり、利用目的②に含まれると考えられる。

Q 2 株主情報の加工・ソート

Q 2—1 議決権行使促進の目的で個人株主や外国人株主、機関投資家を抽出することはどうか

A 2—1 議決権の行使は株主としての基本的権利であり、発行会社には株主総会を成立させかつ円滑に運営する責任があることから、議決権行使を促進することは利用目的①に含まれ、この目的のために株主情報を加工・ソートするのであれば、利用目的④に含まれると考えられる。

Q 2—2 総会出席株主数を見積るため、本店近隣の株主を抽出することはどうか

A 2—2 適当な収容人員の議場を確保し、総会の秩序を維持するには、総会出席株主数を見積る必要があるため、総会開催地近隣の住所を有する株主を抽出することは利用目的①に含まれると考えられる。

Q 3 決議通知にアンケートを同封することはどうか

A 3 株主に対して自社の経営政策やIR活動に資する目的でアンケートを実施するのであれば、利用目的③に含まれると考えられる。ただし、それらの目的とは無関係な質問が含まれる場合は、目的外利用となる可能性があるため、質問内容とその利用の方法はあらかじめよく考えなければならない。

なお、この場合、本人より直接書面にて個人情報収集することとなるため、アンケートの文面上に回答内容の利用目的を記載するなど、利用目的の明示義務があることを忘れてはならない。

Q 4 決議通知に自社製品の案内等を同封することはどうか

Q 4—1 自社製品のラインナップ

A 4—1 自社製品の特質や自社の取り組みを紹介するものであれば、株主に対する会社の事業内容の説明であるから、利用目的②ないし③に含まれると考えられる。

Q 4—2 自社販売店網

A 4—2 自社製品がどこで扱われているかを案内するものであれば、株主に対する自社の営業力の説明であるから、利用目的②ないし③に含まれると考えられる。

Q 4—3 自社製品購入の勧誘

A 4—3 株主限定価格での販売等、株主としての地位に基づいて勧誘していると整理できれば利用目的②の範囲内と考えられる。

しかし、単に自社製品の販売促進を目的として、一般購入者と株主を区別しない勧誘をすることは、株主としての地位と離れた営業行為と考えられ、株主名簿の利用目的の範囲内とは言えないと考える。

Q 4-4 子会社・関連会社の製品の案内

A 4-4 子会社・関連会社（以下「グループ会社」という。）の製品や取り組みの紹介を行うものであれば、利用目的②ないし③に含まれると考えられる。自社とグループ会社の関係や同封する趣旨を明確にしておくことが大切である。

Q 5 マスコミ等からの大株主に関する照会等に回答することはどうか

A 5 上位10位までの大株主は、事業報告および有価証券報告書により開示が義務付けられており、既に公開された情報を別途マスコミ等に提供することは個人情報保護法に抵触するものとは思われないので、利用目的④の範囲内に含まれるものと考えられる。11位以降については法令による義務付けがないため、11位以降の個人株主が回答範囲に含まれる場合は注意が必要である。例えば、i) 個人株主については回答から割愛する。ii) 個人株主の氏名は「個人A」「個人B」等の表示をし、住所は回答しない、等の工夫が考えられる。

Q 6 株主懇談会、工場見学会等、株主向けイベントの案内状を招集通知等に同封することはどうか

A 6 株主に対して、自社の経営状況や業務内容をより理解してもらう目的であるから、利用目的②ないし③に含まれると考える。

Q 7 特別口座に記録されている株主（以下「特別口座株主」という。）に限定した案内等の送付

Q 7-1 発行会社と特別口座の口座管理機関との関係

A 7-1 発行会社と特別口座の口座管理機関の間には業務委託契約が存在し、この契約の規定により、特別口座の口座管理機関は、特別口座の口座管理を行う義務を発行会社に負っている（例えば、届出印により本人確認を行う等。）。
一方、株主名簿は発行会社が所有するものであるのに対し、特別口座の振替口座簿は発行会社が所有するものではなく、通常の口座管理機関と同様、特別口座の口座管理機関が所有するものである。すなわち、特別口座に関しては、発行会社は、振替法の規定（振替法131条3項）により口座開設の義務を負った口座開設者という地位に立つ。この点で発行会社は、株主個人情報の取扱いに関し、信託銀行等に対しては、同一法人格（現状、株主名簿管理人である信託銀行等が特別口座の口座管理機関である。）であっても、株主名簿管理人に対するものと、特別口座の口座管理機関に対するものとで、異なる対応が必要になる。

Q 7-2 特別口座株主であることの情報を取得することはどうか

A 7-2 株主名簿から特別口座株主を抽出することについては、発行会社が特別口座の

口座管理機関に対して情報提供請求をすることができるので、問題は生じないと考える。
なお、情報提供請求によらずとも、発行会社が特別口座の開設者であることから、金融商品取引業者としての取引残高報告等の義務の履行により、特別口座の口座管理機関から口座開設者である発行会社に提供される特別口座株主一覧によっても、特別口座株主を把握することができるが、同様に問題は生じないと考える。

Q 7-3 特別口座株主に対し、一般口座への振替等に関する案内状を送付することはどうか

A 7-3 特別口座の株主に対し、特別口座の制約等と一般口座への振替手続きについて案内等を送付することは、株主に情報提供をすることであるから、利用目的②ないし③に含まれると考える。このほか、単元未満株式の買取請求権・買増請求権についての案内等を送付することも考えられるが、これも利用目的②ないし③に含まれると考える。しかしながら、いずれも制度の説明に留まるものであればともかく、案内のタイトル如何に関わらず、内容によっては金融商品取引法上の「勧誘」に該当するおそれもあるので、文面は慎重に検討する必要がある。

以上

非振替新株予約権に係る新株予約権原簿事務取扱指針

平成18年8月25日 全株懇理事会決定
改正 平成23年2月4日 全株懇理事会

指 針	説 明
<p>I 趣旨</p> <p>会社法においては、新株予約権原簿の作成・備え置き・その他の新株予約権原簿に関する事務の取り扱いは株主名簿管理人が行うこととなっている。ストックオプション等の非振替新株予約権については、発行会社のかかわる側面も多いことから、非振替新株予約権に係る新株予約権原簿の事務取り扱いにつきその対応の方法を示すものである。</p> <p>なお、会社法施行の際に現に新株予約権を発行している株式会社が、株式について名義書換代理人を置いている場合であって、その新株予約権原簿については名義書換代理人を置いている場合、当該株式会社がその新株予約権原簿に関する事務を株主名簿管理人に委託するまでの間は従前どおり会社にて新株予約権原簿の管理を行うこととなる(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令13条4項)。</p>	<p>・会社法においては、株主名簿管理人を置いている会社が新株予約権を発行した場合は、当然に株主名簿管理人が株主名簿および新株予約権原簿に関する事務を行うこととされ、なお書きの経過措置の場合を除き、新株予約権に関する事務を株主名簿管理人に委託しないという選択肢は認められない。</p> <p>・旧商法では、株主名簿管理人のことを名義書換代理人として規定しており、会社法施行の際現に置かれていた名義書換代理人は、会社法施行日以後は、会社が委託した株主名簿管理人とみなされた(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律80条2項)。</p>
<p>II 記名式新株予約権および証券不発行の新株予約権</p> <p>1. 新株予約権原簿の記載事項(会社法249条3号)</p> <p>新株予約権原簿には、次の事項を記載または記録するものとし、新株予約権の発行回次ごとに作成する。</p> <p>(1) 新株予約権者の氏名または名称および住所</p>	<p>・会社が複数の新株予約権を発行する場合、新株予約権原簿の管理は権利の内容が異なるため、回次ごとの管理とする。</p> <p>[退職慰労金制度を廃止して、役員に対し、いわゆる1円ストックオプション(株式報酬型)を付与する場合には、権利の内容が同じなので退職時に付与された新株予約権の個数を掌握する必要があり、別途、名寄せ後の新株予約権原簿を作成することも考えられる。]</p> <p>[税制適格のストックオプションについては、年間の行使限度額1,200万円が定められているため、別途名寄せ後の新株予約権原簿を作成することも考えられる。]</p> <p>・正確性を確保するため、新株予約権者に整理番号または社員番号を付番することも考えられる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が非居住者である場合は、株主名簿の管理と同様、常任代理人の氏名・名称、住所または通知を受ける場所を別途届出してもらう。 ・新株予約権者が法人の場合、株主名簿の管理と同様、代表者の肩書き、氏名も併せて届けてもらう。 ・新株予約権が2以上の者の共有に属するときは、共有者は当該新株予約権についての権利を行使する者1名を定め、その者の氏名または名称を通知してもらう。 ただし、発行会社が当該権利を行使することに同意した場合はこの限りではない(会社法237条)。
<p>(2) 新株予約権者の有する新株予約権の内容 (会社法236条)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新株予約権の目的である株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類および種類ごとの数)またはその算定方法 ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法 ③ 金銭以外の財産を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容および価額 ④ 新株予約権を行使することができる期間 ⑤ 当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 ⑥ 譲渡による当該新株予約権の取得について当該株式会社の承認を要するときはその旨 ⑦ 当該新株予約権について、当該株式会社が一定の事由が生じることを条件として新株予約権を取得できることとするときは必要な事項 ⑧ 当該株式会社が合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合で、新株予約権者に合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転に係る契約書等に定める新株予約権を交付するときは、その旨およびその条件 ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合において、これを切り捨てるものとするときは、その旨 ⑩ 当該新株予約権(新株予約権付社債に付 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法236条においては、旧商法280条の20第2項6号に定める新株予約権の行使の条件の項目はないが、「行使条件」を定めることも可能(会社法911条3項12号ハ) ・新株予約権の行使価額あるいは<u>目的である株式</u>の数の調整が生じた場合には、発行会社は遅滞なく、株主名簿管理人に対し変更となる内容を通知しなければならない。 ・会社法では存続会社等の新株予約権と引き換えられて旧新株予約権は消滅するという考えであり、対価として金銭も可能(会社法749条1項4号) ・切捨てないときは、現金処理(会社法283条) ・無記名新株予約権には証券が必須

<p>されたものを除く)に係る新株予約権証券を発行するときは、その旨</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・株券廃止会社でも新株予約権証券を発行できる。 ・ストックオプションの場合、譲渡制限が付されるため、<u>証券不発行の新株予約権であることが一般的である。</u>
<p>⑪ 新株予約権者が会社法290条（記名式と無記名式との間の転換）の規定による請求の全部または一部をすることができないとするときは、その旨</p>	
<p>(3) 新株予約権者の有する新株予約権の数</p>	
<p>(4) 新株予約権者が新株予約権を取得した日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有償発行でも払込前の割当日から新株予約権者となる。（会社法245条、246条）
<p>(5) 当該新株予約権に係る新株予約権証券の番号（当該新株予約権が証券発行新株予約権であって新株予約権証券が発行されているものに限る。）</p>	
<p>2. 新株予約権原簿への記載または記録</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発行会社の担当部署が実質的に事務局となる。
<p>(1) 発行会社は、新株予約権の発行回次ごとに、<u>Ⅱ 1. の新株予約権原簿の記載事項を、書面または電磁的方法により、株主名簿管理人に通知する。</u></p>	
<p>(2) 株主名簿管理人は、<u>Ⅱ 1. (4)の日をもって、新株予約権原簿に1. の新株予約権原簿の記載事項を記載または記録する。</u></p>	
<p>3. 新株予約権原簿記載事項証明書の交付（会社法250条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>新株予約権原簿記載事項証明書は、証券発行新株予約権においては発行しない（会社法250条4項）。</u>
<p>新株予約権者が新株予約権原簿記載事項証明書（以下、「記載事項証明書」という。）の交付を請求するときは、以下の手続きによる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックオプション等発行会社が新株予約権者の状況を十分に把握している場合には、発行会社が対応する。 ・株主名簿管理人を置いている会社で、会社法施行日前に新株予約権を発行している会社においては、該当する新株予約権の証明書の発行は発行会社が対応する。
<p>① 新株予約権原簿の記載事項証明書の請求は、株主名簿管理人に対し、記載事項証明書発行請求書をもって請求する。<u>この際、株主名簿管理人は、記載事項証明書の発行請求者より本人確認書類を受領する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・請求は書面をもって行う。 ・本人確認書類としては、自動車運転免許証、健康保険証、印鑑証明書等が考えられる（本人確認書類は、「株主本人確認指針」（平成23年2月4日全国株懇連合会理事会決定）記載の株主本人確認資料を参考にすることができる。）。
<p>② 記載事項証明書には、発行会社の代表者の署名または記名押印を要するため、株主名簿管理人は、記載事項証明書を作成し、発行会社へ送付する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>相続人から、記載事項証明書の発行請求を受けた場合は、相続人であることを証する書類を提出してもらう。</u>

<p>③ 発行会社は、<u>代表者の署名または記名押印のうえ、記載事項証明書</u>を株主名簿管理人へ送付し、株主名簿管理人は、<u>当該記載事項証明書を新株予約権者へ郵送する。</u></p>	<p>・記載事項証明書には、代表取締役（委員会設置会社にあつては代表執行役）の署名または記名押印が必要である（会社法250条2項）。</p>
<p>4. 新株予約権原簿の閲覧または謄写対応（会社法252条） 発行会社の定める株主名簿の閲覧または謄写請求への対応に準じた取扱いとする。</p>	<p>・閲覧または謄写の請求は、請求を行う株主、債権者または親会社社員（親会社の株主その他の社員）がその権利の確保または行使に関する調査以外の目的で請求を行った場合等、会社法252条3項に定める場合を除き、拒むことができない。</p>
<p>① 閲覧または謄写請求をする株主、債権者または親会社社員は、株主名簿管理人の営業時間内に<u>発行会社</u>の定める書面（以下、「<u>閲覧・謄写請求書</u>」という。）に閲覧または謄写の目的を記載し、書面により請求する。</p>	<p>・ストックオプション等発行会社が新株予約権者の状況を十分に把握している場合には、発行会社に対応する。 ・新株予約権者は債権者に含まれる。 ・親会社社員の場合には、裁判所の許可を得て、<u>閲覧・謄写請求</u>をすることができる。</p>
<p>② 発行会社は、請求者が株主または債権者であることを確認するとともに、<u>閲覧または謄写の目的の妥当性を確認</u>する。</p>	
<p>③ 株主名簿管理人は、その営業時間内であれば何時でも事務取扱場所において新株予約権原簿の閲覧または謄写に応ずるものとする。この場合、株主名簿管理人は、<u>閲覧・謄写請求書</u>とともに本人確認書類の呈示を受ける等により、<u>閲覧・謄写請求書に記載された株主または債権者本人であることを確認</u>しなければならない。</p>	<p>・<u>本人確認書類としては、自動車運転免許証、健康保険証、印鑑証明書等が考えられる。</u> <u>（本人確認書類は、株主本人確認指針記載の株主本人確認資料を参考にすることができる。）</u></p>
<p>5. 株式会社以外から新株予約権を取得した者による新株予約権原簿の記載または記録の変更（以下、「<u>名義書換</u>」という。）</p>	<p>・ストックオプション等発行会社が新株予約権者の状況を十分に把握している場合には、発行会社に対応する。</p>
<p>(1) 譲渡 ① 譲渡による新株予約権の取得者は、<u>名義書換請求書</u>を株主名簿管理人に提出する。</p>	<p>・<u>名義書換請求書には、会社名、新株予約権の回次、新株予約権者および新株予約権取得者の氏名または名称および住所ならびに名義書換をする新株予約権の数を記載する。</u>証券不発行の新株予約権の場合には、<u>名義書換の請求は新株予約権取得者と新株予約権者として新株予約権原簿に記載または記録された者が共同で行わなければならない</u>（会社法260条2項）。</p>
<p>② 株主名簿管理人は、新株予約権者および新株予約権取得者に係る新株予約権原簿の記載または記録を変更する。</p>	<p>・譲渡制限が付されている新株予約権の名義書換の場合には、<u>併せて取締役会の承認を証する書類の提出</u>を求める。 ・証券発行新株予約権の場合は、<u>併せて新株予約権証券の提出</u>を求める。</p>

<p>(2) 相続 (<u>会社法施行規則56条1項3号</u>)</p> <p>① 相続による新株予約権の取得者は、次の書類を添付した相続による名義書換請求書を株主名簿管理人に提出する。</p> <p>a. 相続関係を示す戸籍謄本または戸籍の全部事項証明書</p> <p>b. 共同相続人のうち1名が相続する場合、共同相続人のうち数名が分割して相続する場合または共同相続人全員が分割して相続する場合はa. に加え、次の書類</p> <p>ア 他の共同相続人全員の遺産分割協議書または同意書及び3ヶ月以内に発行された印鑑証明書</p> <p>イ 遺産分割協議書または同意書のない場合は、家庭裁判所の審判書正本または認証のある謄本</p> <p>c. 共同相続人のうち数名が相続し、相続人の共有とする場合はa. およびb. の書類に加え、共有代表者届 なお、共同相続人全員が相続し、全員の共有とする場合も同様とする。</p> <p>② 株主名簿管理人は、①の内容を確認し、被相続人である新株予約権者に係る新株予約権原簿の記載および相続人である新株予約権取得者に係る新株予約権原簿の記載または記録を変更する。</p>	<p>・<u>相続による名義書換請求書には、会社名、新株予約権の回次、新株予約権者（被相続人）および新株予約権取得者（相続人）の氏名および住所ならびに名義書換をする新株予約権の数を記載する。</u></p> <p>・<u>証券発行新株予約権の場合は、併せて新株予約権証券の提出を求める。</u></p>
<p>(3) 法人の合併または会社分割 (<u>会社法施行規則56条1項3号</u>)</p> <p>① 法人の合併または会社分割による新株予約権の取得者は、次の書類を添付した名義書換請求書を株主名簿管理人に提出する。</p> <p>a. 合併または会社分割による新株予約権取得者であることを示す登記事項証明書</p> <p>b. 3ヶ月以内に発行された印鑑証明書</p> <p>② 発行会社は、合併または会社分割による新株予約権の承継が可能であることを確認する。</p> <p>③ 株主名簿管理人は、新株予約権原簿の記載または記録を変更する。</p>	<p>・<u>証券発行新株予約権の場合は、併せて新株予約権証券の提出を求める。</u></p>
<p>(4) 判決 (<u>会社法施行規則56条1項1号</u>)</p> <p>① 判決による新株予約権の取得者は、<u>請求人（取得者）に新株予約権を取得させる旨を表示した確定判決の正本または認証ある謄本</u>を添付した名義書換請求書を株主名簿管理人に提出する。</p>	<p>・<u>和解、調停等も判決に準じる（会社法施行規則56条1項2号）。</u></p> <p>・<u>証券発行新株予約権の場合は、併せて新株予約権証券の提出を求める。</u></p>

<p>② 株主名簿管理人は、①の内容を確認し、新株予約権者に係る新株予約権原簿および請求人である新株予約権取得者に係る新株予約権原簿の記載または記録を変更する。</p>	
<p>(5) 自己新株予約権</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・買取請求の行使による取得等により生じる。
<p>① 自己の新株予約権を取得した発行会社は、速やかに取得した新株予約権に関する事項を書面または電磁的方法により、株主名簿管理人に通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・証券発行新株予約権の場合は、併せて新株予約権証券の提出を求める。
<p>② 株主名簿管理人は、①の内容を確認し、新株予約権の譲渡人である新株予約権者に係る記載および自己新株予約権に係る新株予約権原簿の記載または記録を変更する。</p>	
<p>6. 諸届</p>	
<p>① 新株予約権者は、住所変更等による新株予約権原簿の記載事項の変更をするときは、本人確認書類添付のうえ、所定の変更届を株主名簿管理人に提出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックオプション等発行会社が新株予約権者の状況を十分に掌握している場合には、発行会社が対応する。 ・届出事項が改姓名または商号変更の場合には、証券発行新株予約権証券においては変更届と併せて新株予約権証券の提出を求める。
<p>② 株主名簿管理人は、新株予約権者および新株予約権取得者に係る新株予約権原簿の記載または記録を変更する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類としては以下のものが考えられる。
	<p>[諸届の記載事項および添付書類]</p> <p>a. 住所変更 記載事項：旧住所および新住所 添付書類：3ヶ月以内に発行された住民票抄本</p> <p>b. 改姓名 記載事項：改姓名前の氏名および改姓名後の氏名 添付書類：3ヶ月以内に発行された戸籍謄(抄)本または戸籍記載事項証明書</p> <p>c. 商号 記載事項：変更前の商号および変更後の商号 添付書類：3ヶ月以内に発行された登記簿謄(抄)本または登記事項証明書</p> <p>d. 法人の代表者 記載事項：旧代表者および新代表者の氏名 添付書類：3ヶ月以内に発行された登記事項証明書</p> <p>e. 常任代理人の変更はa. からd. に準じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権原簿と株主名簿は独立している。したがって、新株予約権原簿と株主名簿の諸

<p>7. 新株予約権の行使（会社法280条）</p> <p>(1) 新株予約権者は、行使請求受付場所に新株予約権行使請求書を提出し、新株予約権を行使する日に新株予約権行使時の払込取扱金融機関に必要な金銭の払込を行う。<u>証券発行新株予約権の場合は、併せて新株予約権証券を提出する。</u> 〔新株予約権行使請求書の記載事項〕</p> <p>① 新株予約権者の氏名</p> <p>② 行使する新株予約権の回次および数</p> <p>③ 新株予約権を行使する日</p> <p>④ <u>交付する株式が振替株式である場合には、振替口座（加入者口座コード）（振替法150条6項）</u></p> <p>(2) 行使請求受付場所は、新株予約権の行使の条件を満たしているか、<u>振替口座（加入者口座コード）の連絡がなされているか、</u>および払込金額を確認し、新株予約権行使請求書に受理印を押印し、株主名簿管理人に交付する。</p> <p>(3) 株主名簿管理人は、新株予約権を行使した日に、行使された新株予約権の数に相当する新株予約権数の減少を新株予約権原簿に記載または記録する。</p> <p>8. 新株予約権の消却または消滅</p> <p>(1) 自己新株予約権の消却（会社法276条1項）</p> <p>① 発行会社は自己新株予約権を消却するときは、取締役会において消却する自己新株予約権の内容および数を決議する。</p> <p>② 発行会社は、決議内容を株主名簿管理人に通知する。</p> <p>③ 株主名簿管理人は、当該自己新株予約権数の減少を新株予約権原簿に記載または記録する。</p> <p>(2) 新株予約権の消滅（会社法287条）</p> <p>① 発行会社は新株予約権者が新株予約権を行使することができなくなったことにより、新株予約権が消滅するときは、当該新株予約権者の氏名および回次を記載した書面または電磁的記録を株主名簿管理人に通知する。</p> <p>② 株主名簿管理人は、当該新株予約権者に係る新株予約権原簿の記載または記録を抹消する。</p>	<p>変更はそれぞれ別々の手続きをとる。</p> <p>・<u>ストックオプションの場合、行使請求受付場所は発行会社となる。</u></p> <p>・新株予約権者が新株予約権の行使により株主となる時期は、新株予約権を行使した日となる。なお、払込日に行使請求をそろえる必要がある（会社法281条、282条）。</p> <p>・新株予約権者が行使価額を発行会社の預金口座へ直接入金する場合は、払込の事実を証する書面が必要となる。</p> <p>・新株予約権を行使するときは、新株予約権の内容を明らかにすることとされているが（会社法280条1項1号）、新株予約権の回次の記載があれば内容の確認は可能であることから、回次のみを記載することとしている。</p> <p>・<u>税制適格のストックオプションの場合には、適用要件を充足しているかについても併せて確認を行う。</u></p> <p>・新株予約権の消却または消滅に際しては、登記についても留意する必要がある。</p> <p>・「行使することができなくなったとき」（会社法287条）とは、新株予約権交付時に定めた行使の条件を満たさなくなったときが考えられる。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

Ⅲ 無記名式新株予約権

1. 新株予約権原簿の記載事項
新株予約権原簿には、次の事項を記載または記録するものとし、新株予約権の発行回次ごとに作成する。
 - (1) 当該新株予約権に係る新株予約権証券の番号
 - (2) 当該新株予約権の内容および数
2. 新株予約権原簿への記載または記録
 - (1) 発行会社は新株予約権が発行されるごとに、Ⅲ 1. の新株予約権原簿の記載事項を、書面または電磁的方法により、株主名簿管理人に通知する。
 - (2) 株主名簿管理人は、新株予約権原簿に、Ⅲ 1. の新株予約権原簿の記載事項を記載する。
3. 新株予約権原簿の閲覧または謄写対応
＜記名式新株予約権に同じ＞
4. 新株予約権の行使
 - (1) 無記名式新株予約権行使請求者は、行使請求受付場所に当該新株予約権証券および新株予約権行使請求書を提出し、新株予約権を行使する日に新株予約権行使時の払込取扱金融機関に必要な金銭の払込を行う。
〔新株予約権行使請求書の記載事項〕
 - ① 無記名式新株予約権の所持人の氏名
 - ② 行使する新株予約権の回次および数
 - ③ 新株予約権を行使する日
 - ④ 新株予約権証券の番号
 - ⑤ 交付する株式が振替株式である場合には、振替口座（加入者口座コード）（振替法150条6項）
 - (2) 行使請求受付場所は、新株予約権の行使の条件を満たしているか、振替口座（加入者口座コード）の連絡がなされているか、および払込金額を確認し、行使が認められるときは、新株予約権行使請求書に受理印を押印し、当該新株予約権証券とともに株主名簿管理人に交付する。
 - (3) 株主名簿管理人は、当該新株予約権者に係る新株予約権原簿の記載または記録を抹消する。
5. 無記名式新株予約権の消却または消滅
 - (1) 自己新株予約権の消却
＜記名式新株予約権に同じ＞
 - (2) 新株予約権の消滅
 - ① 発行会社は、無記名式新株予約権が行使することができなくなったことにより消滅させるときは、当該新株予約権証券

・無記名式新株予約権とは、無記名式の新株予約権証券が発行されている新株予約権をいう（会社法249条1号）。

<p>の番号を株主名簿管理人に通知する。</p> <p>② 株主名簿管理人は、当該新株予約権証券に係る新株予約権数の減少を新株予約権原簿に記載または記録する。</p>	
<p>IV 無記名式新株予約権付社債</p>	
<p>1. 新株予約権原簿の記載事項</p> <p>新株予約権原簿には、次の事項を記載または記録するものとし、新株予約権の発行回次ごとに作成する。</p>	
<p>(1) 当該新株予約権に係る新株予約権付社債券の番号</p>	
<p>(2) 当該新株予約権の内容および数</p>	
<p>2. 新株予約権原簿への記載または記録</p> <p><無記名式新株予約権に同じ></p>	
<p>3. 新株予約権原簿の閲覧または謄写対応</p> <p><無記名式新株予約権に同じ></p>	
<p>4. 新株予約権付社債に付された新株予約権の行使</p>	
<p>(1) 新株予約権行使請求者は、行使請求受付場所に当該新株予約権付社債券および新株予約権行使請求書を提出し、新株予約権を行使する日に新株予約権行使時の払込取扱金融機関に必要な金銭の払込を行う。</p>	<p>・新株予約権の行使により振替株式が交付される場合には、新株予約権を行使する者はあらかじめ振替口座を開設し、原則として口座管理機関に行使請求の取次請求を行う（平成22年10月新株予約権等の取扱いに関する実務者検討会「株式等振替制度の対象とならない新株予約権等の取扱いに関する事務処理指針」参照）。</p> <p>・「新株予約権付社債の新株予約権行使請求受付事務標準取扱要領」（平成18年4月14日全国株懇連合会理事会決定）参照</p>

〔新株予約権行使請求書の記載事項〕

- ① 無記名式新株予約権付社債の所持人の氏名
 - ② 行使する無記名式新株予約権付社債の回次および数
 - ③ 新株予約権を行使する日
 - ④ 無記名式新株予約権付社債券の記番号
 - ⑤ 交付する株式が振替株式会社である場合には、振替口座（加入者口座コード）（振替法150条6項）
- (2) 行使請求受付場所は、新株予約権の行使の条件を満たしているか、振替口座（加入者口座コード）の連絡がなされているか、および払込金額を確認し、行使が認められるときは、新株予約権行使請求書に受理印を押印し、当該新株予約権付社債券とともに株主名簿管理人に交付する。
- (3) 株主名簿管理人は、新株予約権を行使した日に当該新株予約権付社債に係る新株予約権数の減少を新株予約権原簿に記載または記録する。

以上